

介護保険負担限度額認定の手続き

介護保険施設などの居住費(滞在費)・

食費は原則自己負担となっています。

しかし、所得の低い方で「介護保険負担限度額認定証」を交付された方は、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間は毎年8月1日(または申請日の属する月の初日か転入日)から翌年の7月末日までです。7月末日までの「介護保険負担限度額認定証」を持つている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

対象となる条件

- ※次の①・②の両方の条件を満たすこと
- ①所得要件
 - 世帯全員が市民税非課税
 - 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税
- ②資産要件

本人および配偶者(同居・別居に関わらず)の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下(配偶者がいない場合は1000万円以下)

※「配偶者」には内縁関係の場合を含む。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、

必要書類

- 介護保険負担限度額認定申請書(本人および配偶者のマイナンバーの記載箇所があるため確認資料の提示が必要。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参すること)
- 同意書(所得要件および資産要件にかかる調査のため、市が各機関へ照会することへの同意)
- ※配偶者の同意も必要

- 平成29年1月1日現在、羽村市外に在住の配偶者の住民税非課税証明書(市区町村長が発行するもの)
- 預貯金などがわかるものの写し(通帳の写しなど)

※配偶者についても必要

※負債については、資産の合計額から差し引きます。

※認定申請書および同意書は市公式サイトからダウンロードすることができます。

※審査決定後に配偶者の有無や資産について申請内容に虚偽があったことが判明した場合には、給付を受けた金額の返還だけではなく、加算金が課される場合があります。

問合せ

高齢福祉介護課介護保険係 143

■預貯金などの資産の例

資産項目	申請に必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(口座番号などがわかるページと最後に記帳してから2か月以内のもの)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金、住宅ローンなど)	借用証書、残高証明書

介護保険

利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスを利用するとき、利用者負担額を軽減する制度があります。制度の利用には事前に申請が必要です。

対象

市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する方

- 年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること

- 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること
 - 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
 - 介護保険料の滞納がないこと
- 対象サービス
- 居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービスなど

※軽減の申し出をした事業者からのサービスに限ります。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 143

羽村市での創業を応援します 創業支援補助金を助成します！



市では、羽村市での創業を応援するため創業に要する経費の一部を補助します。羽村市での新たな需要および雇用の創出を促進し、市の産業の振興および活性化を図ることを目的とした補助制度です。アイデアや夢を実現し、新たなビジネスチャンスを生み出すために、積極的な応募をお待ちしています。

補助対象者

市内で新たに創業する方、または第二創業を行う方

※創業後3年未満の方も対象となります。

※第二創業とは、事業承継後3年未満の方、または平成30年2月末日までの間に事業承継を行う予定で「日本標準産業分類」の中分類を越えた業態転換や新事業・新分野進出を行う方

助成対象事業

(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成などに係る経費

(2) 事業所等借入費

(3) 設備費

(4) マーケティング調査費

(5) 広報費

助成率・上限額 対象経費の2分の1、上限50万円

申請期間 7月3日(月)～31日(月)

採択件数 2件(予定)

審査方法 次のポイントから書類審査

および面接審査を行います。

① 事業の実現可能性(経営理念や戦略は明確か、事業計画・事業規模は妥当か、申請者の熱意)

② 事業の獨創性(新規性・獨創性はあるか、自社の強みは明確か)

③ 事業の収益性(資金の調達、売上げ計画、利益計画は妥当か)

④ 事業の継続性(事業の継続性、地域経済への波及度はあるか)

⑤ 羽村市らしさがあるか(まち・ひと・しごと創生計画)に基づく視点があるか、若い世代にとって魅力ある事業計画であるか、交流・定住促進・子育てなどに重点を置いているか)

※申請者が市内在住、20・30代、女性のいずれかに該当する場合は加点点価となります。

交付決定時期 8月下旬(予定)

※採択者は10月1日(日)に開催する創業支援イベントで事例発表などをしていただきます。

★創業支援コーディネーターへ相談してください

創業支援コーディネーターが申請のための事業計画書作成の手伝いをします。創業支援コーディネーターのスケジュールは市公式サイトをご覧ください。

問合せ 産業振興課商工観光係(内659)

第15回創業支援セミナー



聞いたことのあるけれど、よくわからない：「クラウドファンディング」活用実例を紹介

事業を行うためには資金が必要不可欠。その資金は、自分で用意するのか、インターネット経由で調達するのか、新しい資金調達方法「クラウドファンディング」のセミナーです。活用できると資金調達の幅が広がり、マーケティング活動としても効果的。今話題の「クラウドファンディング」の活用実例を紹介します。

合わせて、西多摩地域でクラウドファンディングを推進する青梅信用金庫の職員が仕組みと事例を交えて実際の使い方も説明します！

多摩地域ものづくり企業で技術を学び働きたい人を募集！

多摩地域のものづくり企業の実際の現場で働きながら技術を学ぶ研修事業の説明会を行います。説明会后、登録すると事前研修2日間+1か月の実際の企業での現場研修を行い、その後直接雇用につながる可能性もあります。未経験者も充実したサポートが受けられます。

日時 説明会：7月10日(月)①午前10時～正午②午後2時～4時/事前研

日時 7月8日(土)第一部：午前9時30分～正午、第二部(交流会)：午後0時10分～1時

会場 産業福祉センターiホール

定員 20人(先着順)

費用 無料(交流会参加の方は500円)

講師 粕谷浩子さん(株)お雑煮やさん代表取締役)、本橋大輔さん(青梅信用金庫経営企画課課長代理)

申込み・問合せ 7月6日(木)までに「住所・氏名・連絡先・交流会の参加可否」をファクスまたはEメールで産業振興課商工観光係(内659)へ FAX 579-2590

☒s206000@city.hamura.tokyo.jp

修：7月13日(木)・14日(金)
※時間は参加者へ直接お知らせします。

会場 産業福祉センターiホール
※研修・実習時に、時給1100円+交通費手当一律1000円が支給されます。

就職支援サービス 多摩ものづくりチャレンジ事業

修：7月13日(木)・14日(金)

※時間は参加者へ直接お知らせします。

会場 産業福祉センターiホール

※研修・実習時に、時給1100円+交通費手当一律1000円が支給されます。

※詳しくは「多摩ものづくりチャレンジ事業」のウェブサイトをご覧ください。

問合せ 多摩ものづくりチャレンジ事業事務局(アデコ株) ☎03-5326-2116